

令和6年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等 に関する意見書に対する回答

令和7年3月28日付け登農委第503号において提出のありました令和6年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書に対して、下記のとおり回答いたします。

1. 農地利用の集積・集約化について

①農地中間管理事業の活用促進

地域計画策定後の実質化に向けて、担い手が農地利用の集積・集約化を図りながら経営規模を拡大するために、農地中間管理事業がさらに活用されるよう、関係機関・団体等と連携を図り、広く情報発信するとともに、推進体制を構築すること。

【回答】

地域計画の実現や農地の集積・集約化に取り組むためには、農地中間管理事業を最大限に活用していくことが重要であると捉えており、毎年2月に農地中間管理事業による農地集積の概要を記載した冊子を全農家に配布するとともに、登米市農業再生協議会が地区ごとに開催する水田農業政策等に関する説明会において、広く周知しているところであります。

今後においても、農地中間管理機構やJAなどの関係機関と連携を図るとともに、市ホームページ等も活用しながら事業の推進を図ってまいります。

②担い手の確保及び育成に対する市単独事業による支援

担い手の中心となる家族経営体への農地利用の集積・集約化に向けた支援や、本市の実情に合った市単独事業による支援制度を構築拡充すること。

【回答】

家族経営体を含む担い手への農地集積・集約化については、農地中間管理機構やJAなどの関係機関と連携を図りながら支援に取り組んでおります。

また、今後新たな取組として、東北学院大学で開発した農地集約アプリの実証実験に本市が認定されたことから、このアプリ等も活用しながら農地の集積・集約化に努めていきたいと考えております。

③基盤整備事業のさらなる推進

農地利用の集積・集約化を進めるためには、未整備の農地や排水不良の農地が多く足かせとなっています。基盤整備事業は、生産性の向上を図り、担い手への農地利用の集積・集約化に寄与することから、更なる推進が必要と考える。小面積や耕作条件不利地など、地域性に合った基盤整備の推進と負担の軽減を図ること。不在地主や未相続農地などは、遊休化が懸念されるため、事業推進が円滑に行えるような制度措置が可能になるよう関係機関に強い働きかけを行うこと。

【回答】

ほ場整備事業は、市内では現在3地区が実施中であり、令和8年度からの採択に向け2地区で事前調査を実施しており、ほ場の大区画化や排水不良の解消を行うことで農業生産性の向上を図り、担い手への農地集積・集約を行っております。

今後においても、県や土地改良区等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた事業の推進を行ってまいります。

④スマート農業の推進

農業従事者の高齢化が進む中、農業生産の維持・向上にはスマート農業は欠かせないものとなってくることから、AIやロボット、ICT・IOTを用いた課題と普及に向けた改善策の提示を行うこと。また、導入を希望する農業者の要望に十分対応できる予算を確保するとともに、農業者がスマート機器を使いこなせるまでのサポート体制を構築すること。

【回答】

ICT・IOTを用いた課題と普及に向けた改善策については、令和6年4月に登米市スマート農業推進方針を策定し、スマート農業の技術や機械の特性、コスト、開発状況等を整理するとともに、本市農業の特性を踏まえた営農体系モデルを示すことで普及を推進しており、今後も導入効果等を検証しながら、状況に応じて見直しを図ってまいります。

令和2年度より、スマート農業等普及推進事業補助金を創設し、導入を支援しており、年々利用が増加し導入機器の種類も増え、活用度の高い補助金となっております。

令和7年度からは、多くの要望がありました水稻、土地利用型作物その他露地園芸作物の作付面積要件を10haから5haへ緩和するとともに、予算についても増額しており、加えて、県が実施するスマート農業技術普及拡大事業補助金等も有効に活用しながら、普及推進に努めてまいります。

スマート機器のサポート体制については、毎年、宮城県のみやぎアグリテックアドバイザーの派遣を受け、スマート農業推進セミナーを開催し、スマート農業の手法紹介や導入

後の活用及び留意点などについて研修を実施しており、今後も県や関係機関と連携を図りながら、サポート体制の充実に努めてまいります。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

①農業関連問題の解決解消

農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消、荒廃対策等のためにも遊休農地は、できるだけ早期に解消すること。

【回答】

農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地集積・集約化を推進し、遊休農地の発生を未然に防ぐとともに、国の補助事業について周知しながら、農業委員会、県やJAなど農業関係機関と連携し、遊休農地の解消に努めてまいります。

②官民一体となった活動の推進

個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進すること。

【回答】

農業者の高齢化、人口の減少などにより、地域の共同活動によって支えられている水路や農道などの適切な維持管理に支障が生じる恐れがあることから、今後も多面的機能支払交付金事業を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を促進し、農地、水路、ため池、農道等の農山村地域の資源として農村環境の保全を図り、美しい風景の形成、自然環境の保全に努めてまいります。

③関係機関との協力

水利設備のない農地も国の水田活用補助金の打ち切りによる担い手離れを危惧していたが、水張り5年ルールが実質的に廃止の方向となり、遊休農地急増の危機は去ったが、担い手不足という根本的な課題は解決していないことから、関係機関の協力による課題解決すること。

【回答】

農業就業人口の減少や高齢化が進む中、本市においても担い手の確保は喫緊の課題と捉えており、新規就農者の確保・育成を図るため、登米総合産業高校や宮城県農業大学校の生徒に対して、県や農業協同組合等関係機関と連携しながら、新規就農や担い手育成に係る様々な支援事業のPR活動を行うなど、卒業後の新規就農につながる取組を行って

おります。

また、新規就農希望者を対象とした県、農業協同組合、金融機関等の関係機関が一堂に会したワンストップ就農相談会を定期的を開催するとともに、県内外で開催される就農イベント等に参加し、新規就農者の確保に努めております。

今後においても、農業委員会をはじめとする農業関係機関と連携し、担い手の確保に努めてまいります。

3. 新規参入の推進について

①多様な担い手の育成

専業農家だけでは農地を維持できなくなることは明白であり、地域の農業を守るために多様な担い手など農業人口を増し、環境の維持を目的に、就農面積に応じ市独自の支援策を検討すること。

【回答】

本市農業の持続的発展に向けて、兼業農家や家族経営体、定年帰農者に加え、副業として農業に取り組む半農半X等を含めた多様な経営体が、地域農業を支える担い手として確実に定着するよう支援するとともに、今後においても、国や県、農業協同組合など関係機関が一体となり、より一層連携を図りながら、次の世代に引き継ぐ力強い農業を確立してまいります。

また、新規参入希望者へ青年等就農資金等の資金面の支援、みやぎ農業研修生滞在施設の活用推進による居住支援、農業委員会と連携した農地取得への支援を行うなど、新規参入者等への継続した支援を進めてまいります。

②新たな継承方法の検討

就農希望者に農家の空き家をはじめとした、農機、建物、耕作地をセットで継承するための制度を構築すること。

【回答】

農地付き空き家制度と国の経営継承・発展等支援事業や新規就農者育成総合対策事業などを活用し、円滑な継承と経営発展が図られるよう農業委員会をはじめとする関係機関と連携し、支援を行ってまいります。

③支援サービス事業者の育成

市内における農業支援サービス事業者の育成を検討すること。

【回答】

農業就業人口の減少や高齢化が進む中、本市農業の持続的発展に向けて、農業支援サービス事業者を育成することは、重要なことと捉えており、国、県など関係機関と連携し、育成に向けた取組を進めてまいります。

4. 地域における農業を取り巻く問題点～今後の地域計画～

①基盤整備事業の実施

地域の担い手がより多くの農地を集積・集約しやすいように、地権者や担い手の負担金がない基盤整備事業の充実を図ること。

【回答】

本市においては、登米地域の初期型ほ場整備再生計画に基づく農地区画の再整備など、国や県、地域と連携して未整備地区の事業推進を図るとともに、地域で策定した営農構想に沿って農地集積等を推進しております。

現在進めているほ場整備事業は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者等）へ農地を集積・集約化することで、受益者の実質的な事業費の負担がなくなる内容となっておりますので、今後も県、土地改良区等の関係機関と連携して丁寧な事業説明に努め、受益者負担の軽減を図りつつ、地域の実情に応じた事業推進を図ってまいります。

②鳥獣被害対策の継続、拡充

イノシシやニホンジカ等野生生物による農作物被害が増加している。被害が拡大しないよう、引き続き対策を講じること。

【回答】

イノシシやニホンジカによる農作物被害が増加傾向にあることから、被害防止のため、防護柵等の設置や狩猟免許の取得を補助する登米市鳥獣被害対策事業を実施しております。

防護柵等設置補助に関しては、申請件数及び設置に係る経費が増加傾向にあるため、本年度より補助上限額を5万円から10万円に拡充するとともに、登米市鳥獣被害対策実施隊がイノシシやニホンジカを捕獲した際の経費として、本年度より一頭あたり6,000円を増額し、年間の捕獲頭数を増加させて捕獲圧を強化しております。

今後においても、有害鳥獣の捕獲活動と農作物被害対策を組み合わせ、農作物被害の拡大防止に努めてまいります。

③多様な担い手への支援

地域計画の目標地図に記載された担い手農家以外の規模拡大を目指している農家にも営農継続のための助成を講じること。

【回答】

地域計画の目標地図に位置付けられていない兼業農家等を対象に、経営を継続するために必要な機械等の取得経費の一部を支援する多様な担い手育成支援事業を実施しており、今後も、地域農業を支える担い手として、持続的な農業経営を行えるよう、継続的な支援に努めてまいります。